

平成 2 4 年度化学物質環境実態調査結果の活用状況

平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日
環境保健部環境安全課

平成 2 4 年度の化学物質環境実態調査は、第 1 9 回の化学物質評価専門委員会の評価を経て、平成 2 5 年度版の「化学物質と環境」として公表した。

公表された調査結果は、環境中の化学物質対策の基礎情報として、調査要望部署において活用されている。

平成 2 4 年度の初期環境調査及び詳細環境調査の結果概要と要望部署における調査結果の活用状況は、別表 1 及び 2 のとおりである。

(別表1)平成24年度初期環境調査の結果概要と要望部署における活用状況

物質調査番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望部署・要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[1]	アニシジン類						化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、 <i>p</i> -アニシジンにおいては第二種指定化学物質であるが、これまで実態調査はなされていなかったため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	次回の政令による指定物質の見直しに向けて作業に活用しているところ。
[1-1]	<i>o</i> -アニシジン	水質	不検出	0/16	nd	13 ng/L		
[1-2]	<i>m</i> -アニシジン	水質	不検出	0/16	nd	10 ng/L		
[1-3]	<i>p</i> -アニシジン	水質	不検出	0/16	nd	6.8 ng/L		
[2]	2-エチルヘキササン酸	大気	不検出	0/14	nd	390 ng/m ³	大気環境 化管法に基づき集計された排出量が多く、近年の大気媒体での調査実績もないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」全248物質の中で、今後重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用しているところ。
[3]	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	大気	不検出	0/9	nd	4.8 ng/m ³	大気環境 化管法に基づき集計された排出量が多く、近年の大気媒体での調査実績もないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」全248物質の中で、今後重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用しているところ。
[4]	4,6-ジニトロ- <i>o</i> -クレゾール	大気	検出	9/9	nd~2.3 ng/m ³	0.11 ng/m ³	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在は第二種指定化学物質である※が、これまで実態調査はなされていなかったため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。 ※要望当時(平成20年11月21日の政令改正に伴い、指定取消し)	次回の政令による指定物質の見直しに向けて作業に活用しているところ。
[5]	2,4-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェノール	水質	不検出	0/14	nd	57 ng/L	ExTEND2010 ExTEND2010を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	要求検出下限値を下回る検出下限値での調査結果において未検出であり、環境リスクは低いと想定され、EXTEND 2010の取組において、評価すべき物質とはしないこととした。
[6]	1,2-ジブロモエタン	水質	不検出	0/21	nd	3.7 ng/L	環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第12次とりまとめで公表済み。

物質調査番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望部署・要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[7]	ジブロモクロロメタン	大気	検出	13/18	nd~33 ng/m ³	1.8 ng/m ³	環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
[8]	3,3'-ジメチルベンジジン (別名:オトリジン)	水質	不検出	0/14	nd	1.6 ng/L	ExTEND2010 ExTEND2010を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	要求検出下限値を下回る検出下限値での調査結果において未検出であり、環境リスクは低いと想定され、EXTEND 2010の取組において、評価すべき物質とはしないこととした。
[9]	1,1,2,2-テトラクロロエタン	水質	検出	2/24	nd~120 ng/L	100 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在は第二種指定化学物質であるが、これまで実態調査はなされていなかったため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	次回の政令による指定物質の見直しに向けて作業に活用しているところ。
[10]	テトラフルオロエチレン	大気	検出	4/10	nd~2,800 ng/m ³	61 ng/m ³	環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第12次とりまとめで公表済み。
							大気環境 化管法に基づき集計された排出量が多く、近年の大気媒体での調査実績もないことから、環境残留実態の調査を優先的にを行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」全248物質の中で、今後重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用しているところ。
[11]	2,4,6-トリクロロフェノール	水質	検出	11/16	nd~27 ng/L	0.94 ng/L	環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
		生物	検出	10/12	nd~0.26 ng/g-wet	0.006 ng/g-wet		
[12]	4-ヒドロキシ安息香酸プロピル (別名:プロピルパラベン)	水質	検出	1/16	nd~16 ng/L	14 ng/L	ExTEND2010 ExTEND2010を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	調査結果において要求検出下限値を下回っていたが検出はされていたことから、EXTEND 2010において、評価対象物質となった。
[13]	17β-ヒドロキシエストロ-4,9,11-トリエン-3-オン (別名:トレンボロン)	水質	不検出	0/16	nd	0.017 ng/L	ExTEND2010 ExTEND2010を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	要求検出下限値を下回る検出下限値での調査結果において未検出であり、環境リスクは低いと想定され、EXTEND 2010の取組において、評価すべき物質とはしないこととした。

物質調査番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望部署・要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[14]	ピロカテコール (別名:カテコール)	大気	検出	7/23	nd~25 ng/m ³	5.0 ng/m ³	大気環境 化管法に基づき集計された排出量が多く、近年の大気媒体での調査実績もないことから、環境残留実態の調査を優先的にを行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」全248物質の中で、今後重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用しているところ。
[15]	ブロモジクロロメタン	大気	検出	15/18	nd~37 ng/m ³	2.4 ng/m ³	環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
[16]	1-ブロモプロパン	水質	検出	2/21	nd~7.3 ng/L	1.5 ng/L	環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第12次とりまとめで公表済み。
[17]	ベンズアルデヒド	大気	検出	6/12	nd~570 ng/m ³	230 ng/m ³	環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第12次とりまとめで公表済み。
[18]	ベンゾフェノン	水質	検出	7/25	nd~38 ng/L	4.3 ng/L	ExTEND2010 ExTEND2010を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	調査結果において要求検出下限値を下回っていたが検出はされていたことから、EXTEND 2010において、評価対象物質となった。

(別表2)平成24年度詳細環境調査の結果概要と要望部署における活用状況

物質調査番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望部署・要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[1]	アクリル酸 <i>m</i> -ブチル	水質	検出	2/22	nd~47 ng/L	9 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
[2]	アクリル酸メチル	水質	検出	2/22	nd~8,900 ng/L	8 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
[3]	アクリロニトリル	水質	検出	8/23	nd~1,900 ng/L	30 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
[4]	エチルベンゼン	水質	検出	16/25	nd~50 ng/L	20 ng/L	環境リスク初期評価 環境リスク初期評価結果の見直しを実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
[5]	1,2-エポキシプロパン (別名:酸化プロピレン)	水質	検出	5/22	nd~12,000 ng/L	23 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
[6]	酢酸ビニル	水質	検出	1/23	nd~2,100 ng/L	35 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。

物質調査番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望部署・要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[7]	ジメチルアミン	水質	検出	5/23	nd~21,000 ng/L	520 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
		大気	検出	2/20	nd~41 ng/m ³	15 ng/m ³	環境リスク初期評価 健康リスク初期評価及び生態リスク初期評価を行ったところ、ばく露情報が不十分でリスクの判定が行えなかったが、本物質は優先的に評価を行うべきであると指摘されているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第12次とりまとめで公表済み。
[8]	スチレン	水質	不検出	0/25	nd	40 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
		大気	検出	21/21	nd~4,500 ng/m ³	11 ng/m ³	環境リスク初期評価 環境リスク初期評価結果の見直しを実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用しているところ。
[9]	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	水質	検出	19/24	nd~31 ng/L	0.36 ng/L	化審法 第二種監視化学物質及び第三種監視化学物質であり※、第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるため。 ※要望当時(平成21年5月20日の法律改正(平成23年4月1日施行)に伴い、指定取消し)	平成25年12月に優先評価化学物質に指定し、第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
							EXTEND2010 EXTEND2010を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	調査結果において要求検出下限値を下回っていたが検出はされていたことから、EXTEND2010において、評価対象物質となった。
[10]	トリメチルアミン	水質	検出	6/22	nd~17,000 ng/L	370 ng/L	環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第12次とりまとめで公表済み。
		大気	検出	6/20	nd~16 ng/m ³	7.0 ng/m ³		

物質調査番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望部署・要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[11]	フェニレンジアミン類						環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	o-フェニレンジアミンにおいては、環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第12次とりまとめで公表済み。 m-フェニレンジアミンにおいては、環境リスク初期評価に活用しているところ。
[11-1]	o-フェニレンジアミン	水質	不検出	0/22	nd	15 ng/L		
[11-2]	m-フェニレンジアミン	水質	不検出	0/22	nd	10 ng/L		
[11-3]	p-フェニレンジアミン	水質	不検出	0/22	nd	16 ng/L		
[12]	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	水質	検出	13/23	nd~1,700 ng/L	90 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され、欧州化学品庁により高懸念物質として勧告され、かつ製造・輸入量が多いことから第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
		底質	検出	23/23	nd~15,000 ng/g-dry	3.6 ng/g-dry		
		生物	検出	13/13	1.1~130 ng/g-wet	0.93 ng/g-wet		
[13]	フタル酸 n-ブチル=ベンジル	水質	検出	2/23	nd~190 ng/L	80 ng/L	化審法 欧州化学品庁により高懸念物質として勧告され、かつ製造・輸入量が多いことから第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	優先評価化学物質相当であるかの判断において、参考データとして使用する予定である。
		底質	検出	21/23	nd~180 ng/g-dry	0.56 ng/g-dry		
		生物	検出	3/13	nd~1.4 ng/g-wet	0.59 ng/g-wet		
[14]	メタクリル酸	水質	検出	7/23	nd~100 ng/L	28 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
							環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第12次とりまとめで公表済み。